# 仙台市内で開催する会議等の宿泊費を助成します

# ~仙台企業系会議・報奨旅行等開催助成のご案内~

会議等開催の促進及び仙台市内の宿泊施設やMICE施設利用促進並びに交流人口の拡大を図り、地域 経済における消費拡大に寄与するため、会議等参加者の宿泊費の一部を助成します。

対象企業会議

企業等が行う会議、研修会、セミナー、レセプション、表彰式等

対象報奨旅行

企業等が行う報奨旅行、視察旅行等 ※企業等:法人を主体とする企業体・団体等

助成金額

【参加者が日本国内を発着地とする場合】 宿泊施設での延べ宿泊者数×3,000円(1件当たりの上限額:200千円)

【参加者が日本国外を発着地とする場合】

宿泊施設での延べ宿泊者数×5,000円(1件当たりの上限額:500千円)

#### 助成要件

【企業会議等】: 下記①~④、⑥~⑨の要件を満たすもの。 【報奨旅行等】: 下記①~③、⑤~⑨の要件を満たすもの。

- ①会議、報奨旅行の参加者が10名以上であること。
- ②参加者が仙台市内の宿泊施設に宿泊すること。
- ③下記のいずれかを満たすこと。
- ・参加者が日本国内を発着地とする場合:参加者の仙台市内の宿泊が延べ50人泊以上、かつ、そのうち県外からの宿泊が延べ40人泊以上であること。
- ・参加者が日本国外を発着地とする場合:国外からの参加者の仙台市内での宿泊が2泊以上、かつ、延べ20人泊以上であること。
- ④仙台市内のMICE施設、協会の賛助会員が運営する施設又は別に定めるユニークベニューで実施すること。
- ⑤報奨旅行等の場合:協会が別に定める視察先を旅程に組み入れ訪問すること。
- ⑥政治活動または宗教的活動を目的としないこと。
- ⑦公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがないこと。
- ⑧仙台市及び協会等から本助成にて申請する経費に対する助成を受けていないことまたは受ける見込みのないこと。
- ⑨暴力団等との関係を有していないものであること。

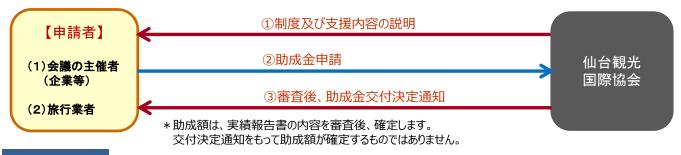
#### 助成対象経費

宿泊費

申請の流れ

申請者は、(1)会議の主催者(企業等)または(2)旅行業者です。

※ 開催日の原則10営業日(土、日、祝日、及び12月29日~31日を除く平日)前まで。



#### 申請期間等

#### 【申請期間】

**令和7年 4月 1日(火) ~ 令和8年3月13日(金)** ※予算がなくなり次第終了【先着順】

【対象となる会議等】

令和7年度内に開催される会議・報奨旅行等

	必要書類
申請時 (開催日の原則 <u>10営業日前まで</u> )	(1)仙台企業系会議・報奨旅行等開催助成金交付申請書(様式第1号) (2)開催概要等、会議等の内容がわかる書類 (3)仙台企業系会議・報奨旅行等開催助成金活用承諾書兼誓約書 (様式第2号) *主催者が申請する場合は除く (4)宿泊予約確認書の写し (5)旅程表 (6)その他
実績報告時 (実施後、 <u>1カ月以内</u> )	(1)仙台企業系会議・報奨旅行等開催助成金事業実績報告書(様式第6号) (2)仙台企業系会議・報奨旅行等開催助成金事業宿泊者数及び宿泊料金 証明書(様式第7号) (3)会議・報奨旅行等施設利用にかかる領収書等(写し可) (4)当該会議・研修会等の実施状況がわかる写真 (5)実施アンケート (6)その他

### その他注意事項

- 本助成制度の申請者は、主催者(企業等)、旅行業者です。
- 宿泊者数等、最終的に条件を満たさなかった場合は、助成対象とはなりません。
- 実際の宿泊者数が申請書の人数より増えた場合でも、助成額の増加とはなりません。
- 軽微な変更である場合を除き、宿泊者数等、申請書提出後に開催内容について変更が生じた場合は、<u>仙台企業系会議・報奨旅行等開催助成金事業変更申請書(様式第4号)を提出してください。</u>
- 交付の受付は郵送による申請書到着順とします。受付期間内であっても、予算額に達した場合は受付を終了させていただきます。
- 宮城県が実施する宿泊助成制度との併用は可能です。市の助成については、助成対象経費が重複しない場合は、併用可能です。
- 万が一、会議等の開催を中止した場合には、準備等にかかった経費を含め、当協会では費用負担いたしませんので、あらかじめご了承ください。

## 公益財団法人 仙台観光国際協会 MICE事業部 M·I担当

TEL022-268-9603(ダイヤルイン) FAX022-268-6252 E-mail conv@sentia-sendai.jp URL: https://www.sentia-sendai.jp/conventionnavi/mi/subsidy/